市民の声を裁判所に！
活かそう裁判所委員会

―地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会 Q＆A―

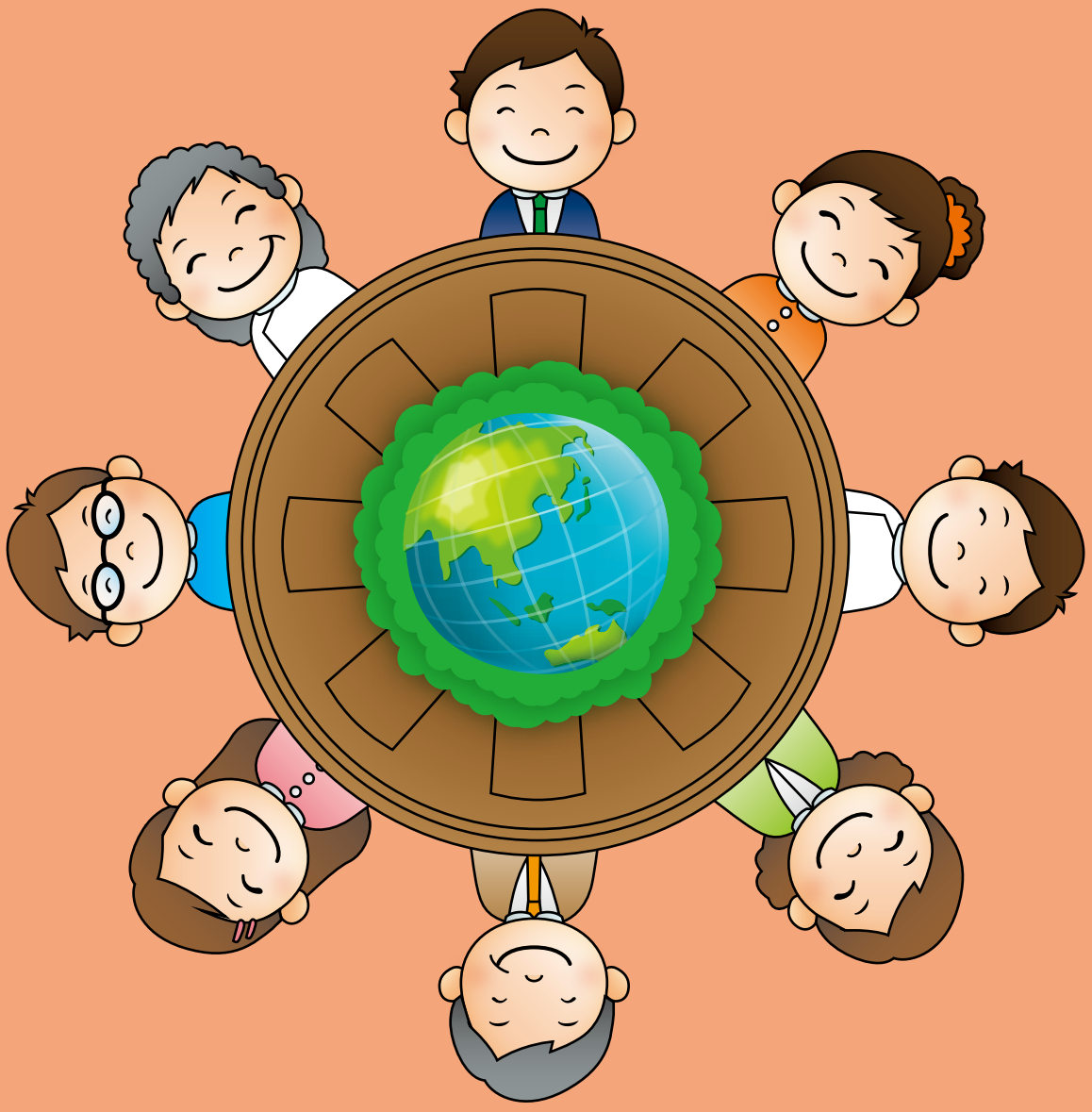

日本弁護士連合会

〒100-0013　東京都千代田区霞が関１－１－３
ＴＥＬ：０３－３５８０－９８４１
ＦＡＸ：０３－３５８０－９８９９

1 裁判所委員会とは

Q 裁判所委員会が設置されたのはなぜですか。

A 長い間，裁判所は国民から遠く利用しにくい存在と見られていました。そこで，2001（平成 13）年６月，司法制度改革審議会が「裁判所運営に国民の健全な常識を反映させていくことは，裁判所に対する国民の理解と信頼を高め，司法の国民的基盤を強化することにつながる」との意見を出し，これによって，全国の地方裁判所に，2003（平成 15）年８月より地方裁判所委員会が設置されました。こうして，委員の過半数を法律実務家以外の学識経験者（いわゆる市民委員）とし，利用者の視点から司法や裁判所の改革を提言していくことになったのです。

なお，家庭裁判所には，1948（昭和 23）年から家庭裁判所委員会が設置されていました。ところが，この旧家庭裁判所委員会は，年１回程度しか開催されず，しかも裁判所からの説明だけで終わるところも多く，あまり活発ではありませんでした。

そこで，司法制度改革に際し，これが大幅に改組され，地方裁判所委員会の場合と同様の家庭裁判所委員会として再出発することになりました。

Q 裁判所委員会にはどのような意義があるのでしょうか。

A 裁判所委員会の目的は，裁判所の運営に広く国民の意見を反映させることです（後掲：規則第１条）。そのため，委員会では学識経験者委員が過半数を占めています。このように多くの市民と共に，裁判所の運営全般に関する議論ができることの意味は，極めて大きいと言えます。

Q 裁判所委員会の特徴として「双方向性」ということがあると聞きましたが，具体的にはどのようなことでしょうか。

A 裁判所委員会は裁判所から諮問を受けた事項について，要望や意見，提言をすることができますが，諮問されなかった事項についても意見を述べることができます（規則第２条）。ですから，各委員からも委員会に議題を出すことが可能です。裁判所が問題にしていない事項についても積極的に問題提起する姿勢が，委員会をより活性化させ，裁判所をより身近な存在にしていくことになります。

また，出された裁判所委員会の意見に対し，裁判所はその検討結果を委員会に報告することになっています（後掲：確認事項４項）。意見を単に聞き置くだけということはできず，ここでも「双方向性」が求められるのです。

2 裁判所委員会の現状

Q 裁判所委員会の委員構成はどのようになっていますか。

A 委員数は原則１５名以内とされています（規則第３条）が，１１名あるいは１２名で構成された委員会が最も多くなっています。このうち過半数が学識経験者委員ですが，多くの委員会では法曹委員として裁判官２名，検察官と弁護士各１名が選任されています。また地裁委員会，家裁委員会とも男性委員が多くなっています。

Q 裁判所委員会の議事はどのように運営されていますか。

A 裁判所委員会では委員長が議長となって議事が進みます。委員長は，一部の例外を除いてほとんどの委員会で裁判所所長が就任しています。しかし，裁判所は諮問を受ける立場ですので，学識経験者委員から委員長を選任するのが望ましい形と考えます。ただ，裁判所所長が委員長となっても，学識経験者委員から活発に意見が出るように配慮した議事運営をしている委員会も少なくありません。活発な意見交換ができるよう，委員長人事や議事運営についても意見を述べることが重要です。

裁判所委員会の可能性

1　裁判所を市民に身近で利用しやすいものにするためには，受付や案内体制，説明資料や待合室環境，トイレなどを市民の視点で点検し，裁判所を利用する人の声をふまえた改善が重要です。

2　裁判の迅速化・充実化で利用しやすい裁判となるためには，裁判所の施設・設備の拡充と，裁判官や職員の増員など，人的・物的体制の整備が必要です。

3　調停（民事・家事）は，市民に使い勝手の良い制度としてますます重要になってきています。それだけに，制度の充実の鍵を握る調停委員の資質が今後ますます問われてきますし，調停委員の選任が透明かつ適切になされることも重要です。

これらのような裁判所の課題について，裁判所委員会で議論され，その改善等に市民目線での意見や提言が採用されたり参考にされることは，裁判所を国民の信頼と理解を得た開かれたものとする上でとても有効だと考えられます。裁判所委員会には，そうした大きな可能性があります。

Q 裁判所委員会ではどのようなことが議論されていますか。

A 平成２１年１０月以降の地裁委員会で取り上げられたテーマとしては，裁判員制度に関するものが最も多く，裁判所の広報活動，労働審判，民事調停関連のテーマがこれに続いています。家裁委員会で最も多いのは少年事件関連で，成年後見制度，家事事件関連，調停制度関連のテーマがこれに続いています。

Q 議論は外部に公開されているのでしょうか。

A 「報道機関に議事を公開するのが相当」とされてはいますが（確認事項３項），少数に留まっています。また，議事概要は各裁判所のホームページに掲載されていますが，掲載が委員会から半年以上経っていたり，ほとんど議題しか載せていないところもあります。ホームページ上の議事概要は，委員会と市民とを繋ぐ重要なパイプです。各地の委員会での成果や議事運営の工夫などは，全国の多くの委員会・委員の参考にもなります。そのためにも，早期に，詳細な議事概要を作成するよう裁判所に働きかけてはいかがでしょうか。

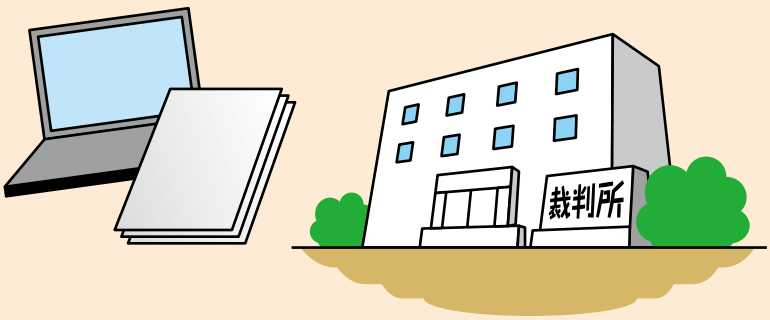

3 裁判所委員会の成果

Q 裁判所委員会で議論したことによって，どのような成果が出ているのですか。

A 裁判所の施設面での改善が進みました。裁判所の案内表示が改善されたり，正面入り口の受付が改善されたり，バス停の表示に「裁判所前」が加えられたりしました。

裁判所の意識改革も進みました。多くの家庭裁判所の受付で間仕切りが設置されたり，待合室で呼び出すときに名前を呼ばないなどプライバシー保護の対策がとられるようになりました。リーフレットの見直しや成年後見の申立書類一式をセットにして内容も分かりやすくするなど市民目線での改善が進みました。

また，利用者アンケートを実施した裁判所においては，昼休みも売店を開けてほしい，待合室が寒いなど具体的な要望や指摘が寄せられ，裁判所委員会で報告されています。

Q 裁判所委員会の運営をそのような成果に結びつくようにするためにはどのようなことが重要だと考えられますか。

A 裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるという裁判所委員会の目的に従い，法曹以外の学識経験者委員から，それぞれの専門的立場や市民感覚を生かした意見を多く出してもらえるような活発な委員会運営をすることが重要だと考えられます。

Q 裁判所からの説明を理解するだけで精いっぱいで，なかなか意見まで言えないという声もあるようですが。

A 確かに，委員会が裁判所による裁判制度などの説明会となってしまっているという声は少なくありません。そのような状況となったときには，テーマの選択に工夫をしてはいかがでしょうか。たとえば，相談者・利用者のプライバシー保護，広報の仕方，案内表示，バリアフリーやトイレの清潔度などの施設面，ウェブページのあり方，利用者アンケートの活用方法，法教育，補導委託先の開拓方法，分りやすいリーフレットや当事者・関係者への連絡方法など，裁判手続きをよく知っていなくとも市民感覚で意見を言えるようなテーマ設定をすると，活発な議論ができ，有意義な意見が多く出されたとの報告がなされています。

学識経験者委員から出された意見で，裁判所の花壇に花を植えたところ雰囲気が一変したという報告もされています。庁舎内の案内表示板をカラフルにした場合も同様だったという報告もされています。

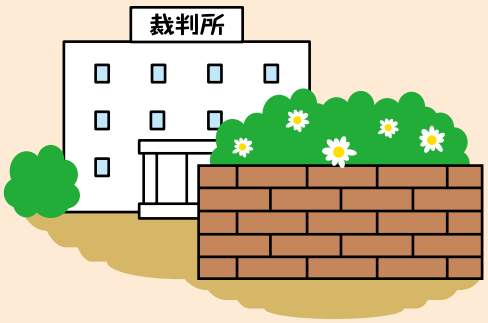

Q 成果に結びつく裁判所委員会とするために，運営面での工夫がなされている実例があれば教えてください。

A 委員会での議論や提言等に対して裁判所がどのように対処したかを次の委員会で必ず報告してもらうような，フィードバックを重視した運営をしている委員会がいくつかあります。学識経験者委員の市民目線の意見を裁判所運営に積極的に生かすという点でも，委員会での議論の継続性からも望ましい運営方法だと考えられます。このような運営方法は，委員の人たちのやりがいにもつながると思われます。

4 裁判所の実情や課題に即した議論をするための工夫

Q **学識経験者委員が裁判所の具体的な課題などを把握するための方策としてはどのようなものがあるでしょうか。全国での実例を教えてください。**

A 裁判所委員会の中には，学識経験者委員が裁判所の実情や課題を把握するために，委員会で庁舎内や裁判所支部の実情を見学したり，積極的に，調停委員や労働審判員，補導委託先など外部からゲストスピーカーを招いて話を聞いたりしているところがあります。また，「今日は庁舎内の案内表示が分かりやすいかどうか，市民の目で見てみましょう。」というように，予め検討すべき点を設定して庁舎内などを見学すると，その後の議論で利用者目線・市民目線からの意見が多く出され，改善につながることが多いようです。

バリアフリーを議論するために障がい者の方をゲストスピーカーとして招いた委員会もありました。

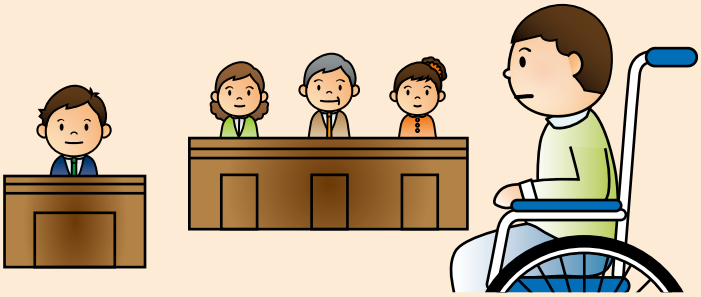

Q **その他に，学識経験者委員の意見を裁判所の運営に生かすために，全国の裁判所委員会ではどのような工夫がなされていますか。**

A 裁判所委員会の中では，学識経験者委員がそれぞれの専門的立場から裁判や裁判所について感じている点等をプレゼンするなどし，それをもとに議論するという運営をしているところがあります。

また，利用者アンケートを活用することも工夫のひとつではないでしょうか。利用者アンケートで届けられた裁判所利用者の生の声には，裁判所や法曹委員が気づかなかった点の指摘が少なくないと考えられますし，そこで明らかになった課題の解決には学識経験者委員の市民感覚あふれる意見が有効な場合が多いと考えられるからです。

裁判所利用者の意見を寄せてもらうための工夫には，コートモニターがヒントになるかもしれません。

コートモニターとは，アメリカのニューヨーク州などで実施されている，市民のボランティアが調査表を持って裁判所に出かけ，施設面や裁判所職員の対応，裁判官，検察官，弁護士の振る舞いなどを評価して報告書にまとめ，それに基づいて裁判所に改善を求めたりする活動です。裁判の中身については評価しないことや，改善点の指摘だけでなく良い面は積極的に評価することが特徴で，裁判所も報告書に基づいて改善するなど有効に機能している活動です。本来のコートモニターと同じ活動は難しくても，法廷傍聴の参加者に調査表をお渡しして施設面などを評価してもらうことはいかがでしょうか。

5 各地での活動

Q 委員会での議論のほかに，委員同士の交流会などが開催されているのでしょうか。

A 委員会の中には，裁判所主催で委員会後に懇親会などを開催しているところがあります。また，委員の交代時期に新旧委員で経験交流をしているところもあります。委員間の議論をしやすくするためにも全国各地で是非開催されるとよいですね。

Q 弁護士会はどのような活動をしているのでしょうか。

A 各地の弁護士会では，裁判所委員会の委員の方々と学習会や懇談会をしたり，裁判所委員会を市民に知ってもらうための集いを開催したりしています。是非ご参加ください。また，裁判所委員会のことで弁護士会へのご意見やご質問等がございましたら，遠慮なく各地の弁護士会にご連絡ください。

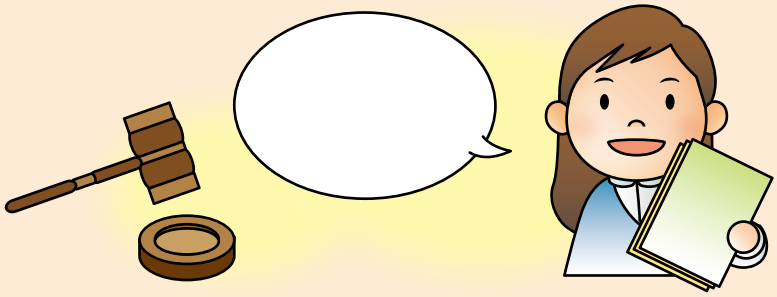

最高裁規則「地方裁判所委員会規則」―抄

第１条（設置）　地方裁判所の運営に広く国民の意見を反映させるため，地方裁判所に地方裁判所委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第２条（所掌事務）　委員会は，当該委員会を置く地方裁判所の運営（その管轄区域内の簡易裁判所の運営を含む。）に関し，当該地方裁判所の諮問に応ずるとともに，当該地方裁判所に対して意見を述べるものとする。

第３条（組織）　委員会は，委員１５人以内で組織する。ただし，最高裁判所が必要と認める場合には，２５人に達するまで委員の数を増加することができる。

第５条（委員の任期等）　委員の任期は，２年とする。

２　委員は，再任されることができる。

３　委員は，非常勤とする。

第７条（部会）　委員会は，その定めるところにより，部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は，委員長が指名する。

３　部会に部会長を置き，当該部会に属する委員の互選により選任する。

４　部会長は，当該部会の事務を掌理する。

５　部会長に事故があるときは，当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が，その職務を代理する。

６　委員会は，その定めるところにより，部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

第９条（雑則）　この規則に定めるもののほか，議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

最高裁規則「家庭裁判所委員会規則」（旧規則は廃止）―省略

＊地方裁判所委員会規則とほぼ同じです。

一般規則制定諮問委員会における「確認事項」

１．地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会（以下「委員会」と総称する。）の委員の任命に当たっては，多様な委員構成になるよう配慮し，学識経験者の委員数が委員総数の過半数を下回らないものとするのが適当である。

２．委員会は，その設置の目的にかんがみ，できる限り年複数回開催するよう努めるべきである。

３．委員会及び部会の議事の公開については，当該委員会及び部会が決定すべき事柄であるが，当委員会としては，議事録を公開するとともに，報道機関に議事を公開するのが相当であると考える。

４．設置裁判所は，委員会の意見に対する検討結果について，適時，当該委員会に報告するのが適当である。